

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

- ・特養条例＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第40号)
- ・特養規則＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第44号)
- ・特養施行要領＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領(平成24年9月14日付24福保高施第1077号)
- ・指定条例＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第41号)
- ・指定規則＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第45号)
- ・指定施行要領＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領(平成24年11月16日付24福保高施第1468号)

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 | |
|-------|--------------|---|--|--------------------------------------|--|--|
| 建物規模等 | 建物配置 構造設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第10条、第31条、第36条 ・特養規則第5条、第9条 ・特養施行要領第2の6、7、25、第3の4 ・指定条例第44条 ・指定規則第9条 ・指定施行要領第5の3 ・平成13年国土交通省告示第1301号「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」 ・東京都福祉のまちづくり条例 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法に規定する耐火建築物でなければならないこと。ただし、特養規則第5条第1項に定める要件を満たす場合は、準耐火建築物とすることができる。 2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならないこと。 3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（避難階段、非常警報設備等）を設けること。 4 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)及び東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること | 適・否 適・否 適・否 適・否 | <ul style="list-style-type: none"> ・構造 _____造 地上____階、地下____階 ・各階の主な用途(事業) _____階 _____階 _____階 _____階 _____階 _____階 _____階 | <ul style="list-style-type: none"> ・扉は引き戸とする等、車椅子でも使いやすい形状とすること。 ・利用者の安全を確保するため、手すりを必要箇所に設けること。 ・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましい。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策（キックプレート等）が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万一に備えて転落防止策を講じること。 ・手すりの開口部は、有効寸法で110mm以下とすること。 ・入居者が日常使用する各室（居室、浴室（脱衣室）、トイレ等）から廊下、屋外又はバルコニーに通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。ただし1階について、既存建物の改修により整備するユニット型特別養護老人ホームであって、避難経路が確保されており、緊急時に入居者、職員等の避難に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|----|------|--|-----------------------|--|--|
| | | <p>5 車椅子利用者用駐車施設及び車椅子利用者用便房(以下「バリアフリートイレ」という。)を設置すること。その他、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。</p> <p>6 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできるスペース(セミパブリックスペース)を設けること。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>・バリアフリートイレ___階 便房面積 _____㎡ 手すり (有・無) オストメイト用汚物流し (有・無) ベビーチェア (有・無) ベビーベッド (有・無)</p> <p>・セミパブリックスペース (有・無)</p> <p>・地域交流スペース (有・無)</p> | <p>・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例第15条第1項に規定する整備基準適合証の交付を受け、掲示すること。</p> <p>・雨天時の車椅子利用者等の乗降を考慮し、車椅子利用者駐車施設からエントランスまで、屋根又はひさしを設けること。</p> <p>・車椅子利用者用駐車施設の付近に利用居室等までの誘導表示を設けること。</p> <p>・バリアフリートイレは、エントランス付近に配置するよう努め、建物内の案内板等にその位置を表示すること。また、トイレの出入口には、当該バリアフリートイレの設備及び機能を表示すること。</p> <p>・希望者が集まってクラブ活動ができるスペース、身体を動かすことができるスペース、おしゃべりできるスペースがあること。</p> <p>・家族や地域の人々との交流が可能なスペース(地域交流スペース)が用意されていること。</p> |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|-----|---|--|----------------------------------|---|--|
| 規模 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本指針 ・補助要綱 | <p>1 定員は30人以上とすること。</p> <p>2 整備地域においてショートステイや小規模多機能型居宅介護等の利用者の心身機能の維持や家族のレスパイト機能のあるサービスが不足している場合に、整備により増加する特別養護老人ホームの定員の1割以上の併設ショートステイを整備することを原則とする(創設及び既存施設の増築に限る。)。また、整備予定地の区市町村の長は、地域におけるショートステイ等の充足状況に関する意見書を知事に提出することとし、知事が特に認める場合に限りこれによらないことができる。</p> <p>3 1人当たりの延床面積は、38.0平方メートル以上とすること。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・入所定員 _____人 ・ショート定員_____人 ・延床面積(特養・ショート) _____㎡ >定員_____人×38.0㎡ = _____㎡ | <ul style="list-style-type: none"> ・整備地域のショートステイ機能が現状として不足している場合も、今後同様の機能を有する施設整備を行う予定があり、充足が見込まれるのであれば、併設ショートステイを整備しないことができる。 ・増築の場合にあつては、増築部分について1人当たりの延床面積を38.0平方メートル以上とすることが望ましい。ただし、既存部分と増築部分の合計面積が38.0平方メートル以上あれば差し支えない。 |
| 立地等 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・建築基準法 ・消防法等 | <p>1 整備区域内には、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域(以下「災害レッドゾーン」という。)を原則として含まないこと。 また、災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水被害防止区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域に施設を整備する場合は、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策を講じること。</p> <p>2 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・災害レッドゾーンを(含む・含まない) ・該当するものに○印を付け、その他あれば以下に記載 ①土砂災害警戒区域 ②浸水想定区域 ③浸水被害防止区域 ④その他 _____ _____ | <ul style="list-style-type: none"> ・災害レッドゾーンとは、災害危険区域(建築基準法第39条第1項)、地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項)、土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)、その他政令で定める地域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域)をいう。 |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|----|------------------------------------|--|-----------------------------------|---|---|
| 施設 | ユニット ・指定施行要領第5の3 ・特養施行要領第3の4 | 1 入居者の自立的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であること。 2 ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うものでなければならないこと。 3 ユニットの入居者が、他のユニットを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。ただし、建物及び土地の形状に極めて制約があり、他のユニット内を通過する以外の移動経路を確保することが困難である場合は、他のユニット内（共同生活室及び諸室を除く。）を通過しても差し支えない。 | 適・否 適・否 適・否 | ・居宅に近い居住環境の工夫 _____ _____ _____ ・3について、ただし書きの適用（有・無） 有の場合 _____ 階 ユニット内を通過する以外の経路の確保が困難である具体的な理由 _____ _____ _____ | ・ユニットの入り口は玄関らしい「しつらえ」とすること。ドアを透過性の高い材質にするなど、ユニット内の様子がユニット外から露見する造りは認められない。 ・夜間の職員配置の観点から、同一階に設けるユニット数は偶数であることが望ましい。 ・可能な限り同一ユニット内に特別養護老人ホームの居室とショートステイの居室を混在させないこと。 |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|------|----|---|--|---|---|--|
| ユニット | 居室 | <ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第 36 条 ・特養規則第 9 条 ・特養施行要領第 2 の 6、7、第 3 の 4 ・指定条例第 44 条 ・指定規則第 9 条 ・指定施行要領第 5 の 3 ・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領第 3 の 8 の 4 ・昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」 | <p>1 1 室の定員は 1 人(個室)とすること。ただし、夫婦又はパートナーシップ関係にある二者で利用するなど、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。</p> <p>2 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。近接して一体的に設けるとは次の 3 つをいう。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 当該共同生活室に隣接している居室</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 当該共同生活室に隣接してはいないが、イの居室と隣接している居室</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 当該共同生活室に近接して一体的に設けられ、ロの居室と隣接している居室(他の共同生活室のイ及びロに該当する居室を除く。</p> <p>3 1 ユニットの入居定員は、原則として 12 人以下とすること。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、15 人以下とすることができる。</p> <p>4 入居定員が 10 を超えるユニットを整備する場合においては、次のとおり職員を配置すること</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 日勤時間帯の介護・看護職員の配置</p> <p style="padding-left: 40px;">ユニットごとに常時 1 人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯に勤務する別の従業者の 1 日の勤務時間数の合計を 8 で除して得た数が、入居者の数が 10 を超えて 1 を増すごとに 0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置すること。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・各階のユニット定員×ユニット数及び 2 人部屋の有無 <li style="padding-left: 20px;">階 有・無 <li style="padding-left: 20px;">階 有・無 <li style="padding-left: 20px;">階 有・無 <li style="padding-left: 20px;">階 有・無 <li style="padding-left: 20px;">階 有・無 <li style="padding-left: 20px;">階 有・無 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の都合により一方的に 2 人部屋とする(同室させる)ことは認められない。 ・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましい(コンセント類の位置にも配慮すること。) ・持ち込んだ家具や物品を利用するための建築的・設備的配慮がされていること。 ・画一的な居室設計ではなく、ストレッチャーの移動や二方向介助などに支障のない重度の要介護者のケアにも対応できる広さの居室を設けるなど、入居者の介護度の状態に合わせた居室設計に配慮すること。 ・夜勤時間帯とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までを含めた連続する 16 時間をいい、日勤時間帯とは夜勤時間帯に含まれない連続する 8 時間をいう。 ・常時 1 人に加えて配置する職員の計算例 <li style="padding-left: 20px;">・ 15 人ユニットの場合、常時 1 人の配置に加えて、日勤時間帯は 4 時間(8 時間×0.5)、夜勤時間帯は 2 ユニットごとに 8 時間(16 時間×0.5)の配置が必要。 ・配置する時間帯は、ケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要な |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|----|------|---|---|--|---|
| | | <p>(2) 夜勤時間帯の介護・看護職員の配置 2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>5 地階に設けてはならないこと。</p> <p>6 1室の床面積(内法寸法)等は、10.65平方メートル以上とすること(洗面設備(必須)の面積を含み、トイレの面積を除く。)。ただし、2人部屋の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>7 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>8 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>9 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>10 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。</p> <p>11 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>12 2階以上の居室には、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニーを設けること。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>・居室のうち最小の床面積 _____m²</p> <p>・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>・幅1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策(一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等)</p> <p>_____m</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p>時間帯に充てること。</p> <p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること) ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・衣服寝具の収納スペース ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備 ・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ ・居室の入口には、入居者が自らの居室を認識することが容易となるよう、目線の高さにサイン計画を施すこと。 ・居室に通じるバルコニーは避難階段に接続していること。 ・原則、バルコニーは1.5m幅を有すること。 |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|--------------|---|--|---|---|---|
| <p>共同生活室</p> | <p>・特養条例第36条 ・特養規則第9条 ・特養施行要領第2の7、19、第3の4、8 ・指定条例第44条 ・指定規則第9条 ・指定施行要領第4の24、第5の3、7、8</p> | <p>1 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とすること。</p> <p>2 入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるよう簡易な流し・調理設備を設けること。</p> <p>3 地階に設けてはならないこと。</p> <p>4 1の共同生活室の床面積（内法寸法）は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>5 高齢者の身体及び状態に適したテーブルや椅子など、必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>6 ユニットの入居者全員と介護職員が、一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>・共同生活室のうち最小の床面積_____㎡ >ユニット定員__人×2㎡ =_____㎡</p> <p>・共同生活室付近の手洗い （有・無）</p> <p>・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p>・ユニットの共同生活室同士が隣接する場合は、固定壁で仕切ること。</p> <p>・食事スペースの他に談話コーナーを設ける等、可能な限り交流の場が1か所に集中しないよう配慮すること。</p> <p>・談話コーナーは利用者の交流の場としてふさわしいしつらえとすること。</p> <p>・流し及び調理設備は、アイランド式にするなど、介護職員が家事の間もユニットの様子を確認できるような配置とすることが望ましい。</p> <p>・食事スペースのみで構成される場合はキッチンを含めて居室3室程度の広さが望ましい。</p> <p>・共同生活室付近に入居者が手を洗える設備を設けること。</p> <p>【望ましい設備】</p> <p>・食器棚</p> <p>・冷蔵庫</p> <p>・電子レンジ</p> <p>・食事スペースとリビングスペース（くつろぐことができるテーブル、椅子、ソファなど）の双方</p> <p>・車椅子用のシンクや調理台</p> |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|------|--|--|-----------------------|--|--|
| 洗面設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・特養条例条 36 条 ・特養規則第 9 条 ・特養施行要領第 3 の 4 ・指定条例第 44 条 ・指定規則第 9 条 ・指定施行要領第 5 の 3 | <ol style="list-style-type: none"> 1 居室ごとに設けること。 2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>・洗面部分の概ねの床面積 _____m²</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・居室のトイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室内に洗面設備を設けること。 <p>【望ましい形状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・底がフラットなシンク ・コンセント ・車いす利用者を想定した鏡 ・湯水の温度調整設備 ・認知しやすい水栓金具 |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|----|--|--|----------------------------------|---|--|
| 浴室 | <ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第36条 ・特養規則第9条 ・特養施行要領第3の4、7 ・指定条例第44条 ・指定規則第9条 ・指定施行要領第5の3、7 | <ol style="list-style-type: none"> 1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 2 居室のある階ごとに適切な数の個別浴室を設けること。 3 個別浴槽（姿勢保持機能付を含む）、臥位式機械浴槽等、利用者の身体機能の低下に対応できる浴槽を設けること。 | <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>・設置状況及び箇所数</p> <p>①個別浴室</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>個別浴室のうち最小の床面積_____㎡</p> <p>②特殊浴室</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>③その他(シャワー室等)</p> <p>(何が)_____か所</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・個別浴室を各ユニット内に設けることが望ましい。設置が難しい場合でも、2ユニットごとに、互いのユニットに近接してユニットの数だけ設置すること。 ・浴室及び脱衣室は固定壁で仕切ること（可動間仕切やカーテン等で仕切ることとは認められない。）。 ・一つの個別浴室、機械浴室又は脱衣室を複数の入居者が同時に使用することは認められない。 ・ユニット外に個別浴室を設ける場合は、原則、脱衣室内又は浴室に近接して入居者用のトイレを設けること。 ・脱衣室内にトイレを設ける場合は固定壁により仕切ること（可動間仕切やカーテン等で仕切ることとは認められない。）。 ・脱衣室には、整容を行えるよう鏡及び洗面台を備えること。 <p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりや移乗台が設置できる構造 ・2方向もしくは3方向から介助が行える構造 |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|-------|--|---|-----------------------|---|---|
| 医務室 | <ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第36条 ・特養規則第9条 ・特養施行要領第2の7、第3の4、第4の19 ・指定条例第44条 ・指定規則第9条 ・指定施行要領第4の24 | <p>1 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく許可を得ること。</p> <p>2 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____㎡ | |
| 調理室 | <ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第36条、第25条 ・特養施行要領第2の7、第2の19 | <p>1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____㎡ | |
| 汚物処理室 | <ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第36条 ・特養施行要領第2の7 | <p>1 他の設備と区分された一定のスペースを確保し、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。</p> <p>2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①ユニット内に有り _____ユニット ②ユニット内に無し _____ユニット その場合、2ユニットごとに (有・無) | <ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごともしくは2ユニットごとに互いのユニットに近接して設けること。 ・汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して設けることが望ましい。 ・汚物処理室からの動線と、調理室からの動線が、重複しないよう配慮すること。 |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|--------|--|--|----------------------------------|--|--|
| 廊下・階段等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第 36 条 ・特養施行要領第 2 の 7 ・指定条例第 44 条 ・指定施行要領第 5 の 3 | <p>1 片側廊下の幅は 1.5 メートル以上、中廊下の幅は 1.8 メートル以上とすること（廊下の幅は内法によるものとし、柱・手すり等の構造物を含めた最も狭い部分において基準を満たすことを要件とする。）。ただし、既存建物の改修により整備するユニット型特別養護老人ホームであって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 廊下及び階段には、手すりを設けること。</p> <p>3 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>・左欄のただし書きによる廊下がある場合における拡張部分の幅及び箇所数</p> <p>_____m×_____m</p> <p>×_____か所</p> | <p>・廊下の両側に自由に入出入りできる出入口が設けられている入居者が日常使用する室（居室、浴室（脱衣室）、トイレ等）がある廊下は、中廊下とみなす。</p> <p>・入居者が日常使用しない廊下については、本審査基準は適用しないが、1.2メートル程度あることが望ましい。</p> |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|-----|--|---|---|---|---|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第 36 条 ・特養施行要領第 2 の 7 ・指定条例第 44 条 | <p>1 ユニット及び浴室は、3 階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかの基準を満たすこと。</p> <p>イ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる特別避難階段を 2 以上(防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1 以上)設けること。</p> <p>ロ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を全て設けること。</p> <p>ハ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを全て設けること。</p> <p>(2) 3 階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。</p> <p>(3) ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備をいう。)により防災上有効に区画されること。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1(1)について該当する項目 イ・ロ・ハ ・避難設備の有無 <ul style="list-style-type: none"> ①特別避難階段 _____基 ②屋内の避難階段_____基 ③屋外の避難階段_____基 ④傾斜路 _____階から_____階 ⑤エレベーター _____基 ・その他設備の有無 <ul style="list-style-type: none"> ①食事用等小荷物専用昇降機 _____基 ②洗濯物用等小荷物専用昇降機(又はシューター) _____基 | <ul style="list-style-type: none"> ・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。 |

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

| 項目 | 関係規定 | 基準 | 判断 | 現状 | 留意事項 |
|----|------|---|-----|--|------|
| | | 2 廊下、共同生活室、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。 | 適・否 | ③常夜灯(感応式照明等) | |
| | | 3 ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 | 適・否 | <ul style="list-style-type: none"> ・廊下(有・無) ・共同生活室(有・無) ・居室内のトイレ(有・無) ・居室外のトイレ(有・無) ・その他_____ | |
| | | 4 傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 | 適・否 | | |
| | | 5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。 | 適・否 | | |
| | | 6 洗濯室又は洗濯場、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。また、各階2か所以上スタッフ用トイレを設けること(倉庫、機械室等で構成される職員が常駐しない階を除く)。 | 適・否 | <ul style="list-style-type: none"> ④洗濯室又は洗濯場 _____階_____か所 ⑤介護材料室 _____階_____か所 ⑥介護職員室又はコーナー(机等) <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット内(有・無) ・ユニット外(有・無) ⑦スタッフ用トイレ _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 | |